

**※必ずご覧ください。**

入札に参加する事業者の皆様へ

#### 長期継続契約に係る留意点

契約期間：複数年度にわたる全期間とします。（本契約の契約期間はそれぞれ  
84か月です。）

契約金額：契約期間における契約金額の総額とします。（以下「契約金総額」  
という。）

損害金等：契約の履行遅延に基づく損害金及び乙（契約の相手方）の責によ  
る甲（川崎市）の解除権に基づく損害賠償金は、契約金総額を基準  
とします。

契約保証金：契約金総額を基準とします。

特約条項：翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額や削除が  
あった場合には契約を変更又は解除することがあります。

その他：契約履行開始までに十分研修等を行い、履行開始後、業務が遅滞  
することのないよう努めること。また、業務は仕様書どおりに実施  
するものとし、円滑な業務運営を心掛けること。

入札書：契約金総額（税抜）での入札とします（84か月）。